

山梨県公報

号外第五十三号

令和二年

十二月十四日

月 曜 日

目 次

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十四日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三北杜警察署の部武川警察官駐在所の項中「北杜市武川町三吹二二〇の三」を「北杜市武川町牧原六八五番地一」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番